

# 議案書

平成 30 年 6 月

第 2 回 臨 時 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		1
2	松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者を指定する専決処分の承認を求めることについて		9

承認第1号

平成30年6月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める  
とについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3  
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告  
し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお  
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す  
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら  
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普  
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ  
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第11号

平成30年3月31日

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の6第3項」を「第33条の6第5項」に、「第35条」を「第35条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に、「閏年」を「<sup>うるう</sup>閏年」に改める。

第25条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第29条の2第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「または」を「又は」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第5項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に、「または」を「又は」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第33条の5の3中「（以下この節）を「（次条第1項）に改める。

第33条の5の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第33条の5の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第33条の6第7項中「第35条第2項」を「第35条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第3

21条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第35条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 第33条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第35条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第33条の8第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第35条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第35条に次の2項を加える。

5 第33条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第35条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第33条の8第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第35条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第37条に次の1項を加える。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附則第8条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には、」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28

年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第9条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9条の3の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2の見出し中「第15条第2項第1号」を「第15条第2項第2号」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、同条第4項中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第5項から第9項までを削り、第10項を第3項とし、第11項を第4項とし、同条第12項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の3第3項中「第15条の8第3項」を「第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「第12条第17項」を「第12条第8項」に改め、同条第4項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に、「第12条第21項第1号ロ」を「第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「第15条の8第5項」を「第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「第12条第24項」を「第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同条第7項中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「第12条第30項」を「第12条第21項」に改め、同項第6号中「第12条第31項」を「第12条第22項」に改め、同条第8項中「第7条第10項各号」を「第

7条第9項各号」に改め、同項第5号中「第12条第38項」を「第12条第29項」に改め、同条第9項中「第7条第11項各号」を「第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「第7条第12項各号」を「第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「第12条第38項」を「第12条第29項」に改め、同条第11項中「第7条第14項」を「第7条第13項」に、「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第12条の4第1項中「第33条の6第3項」を「第33条の6第5項」に改め、同条第2項中「第35条」を「第35条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第13条第1項中「第35条に」を「第35条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第14条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月3

1日」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（次条第1項において「新条例」という。）第35条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る滞金について適用する。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

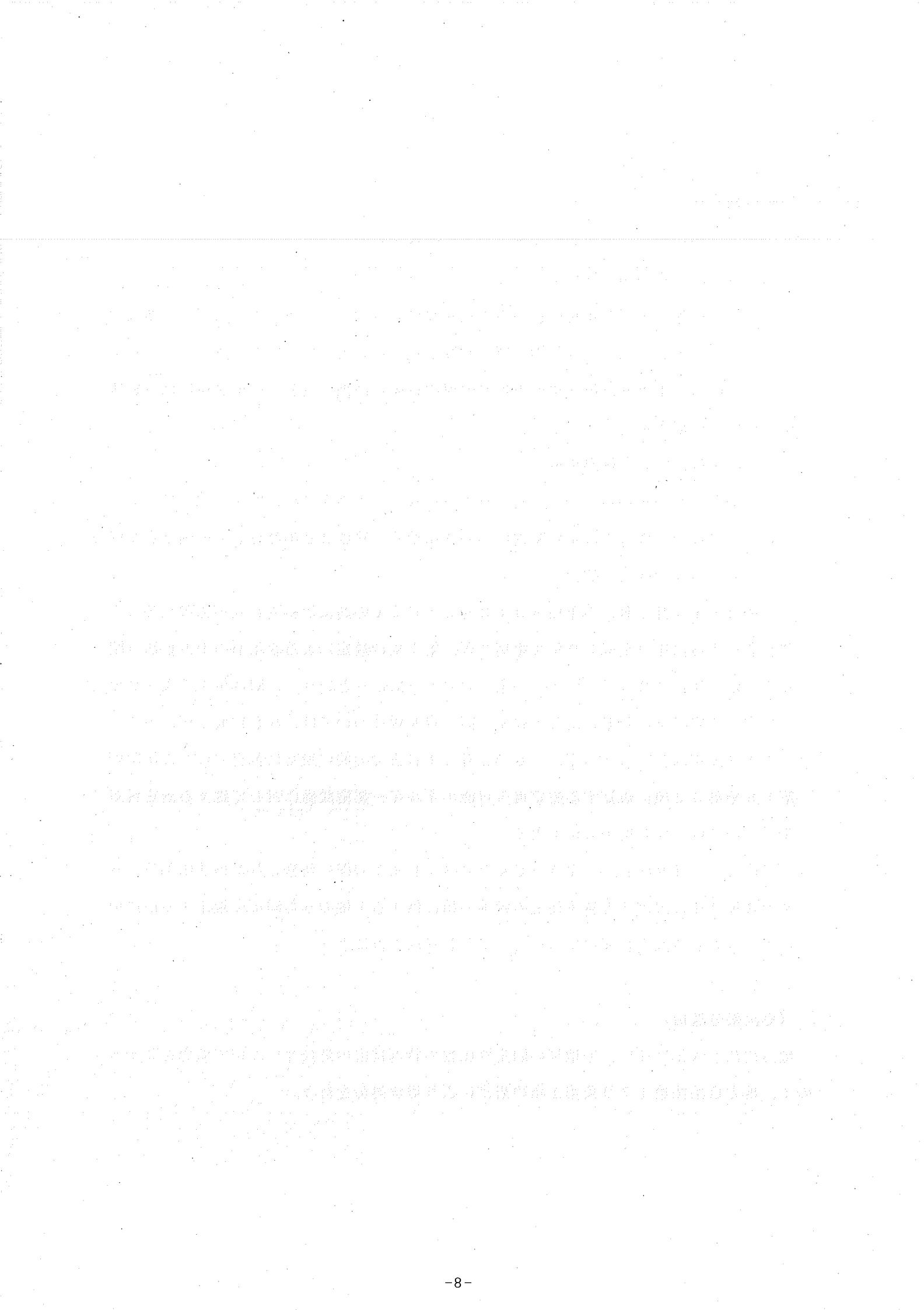
2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

##### (専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、宅地等の固定資産税の特例措置の延長等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。



承認第2号

平成30年6月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者を指定する専決処分の承認を求  
めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3  
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

松山市城山公園及び公園内施設等について、指定管理者を専決処分により指定したので、  
議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお  
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す  
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らか  
であると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通  
地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ  
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第10号

平成30年3月27日

松山市長 野志克仁

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者を指定する専決処分について  
松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者を指定することについて、地方自治  
法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

記

1 施設等の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 城山公園堀之内地区	松山市堀之内
(2) 城山公園丸之内地区	松山市丸之内
(3) 松山城天守閣等	松山市丸之内
(4) 松山城山索道施設	松山市大街道三丁目2番地46ほか
(5) 松山城二之丸史跡庭園	松山市丸之内5番地

2 指定管理者の名称 松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄道分割準備株式会社

代表取締役社長 清水 一郎

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 概要

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間の松山市城山公園及び公園内  
施設等に係る指定管理者に指定していた伊予鉄道株式会社が、平成30年4月1日に  
持株会社体制に移行することに伴い、新たに伊予鉄道分割準備株式会社を指定管理者  
に指定するものである。

(専決処分理由)

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者を指定することについて緊急を  
要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行うものである。